

愛知県産業廃棄物税の今後のあり方について (概要版)

はじめに

2005年に愛知県産業廃棄物税条例（2005年愛知県条例第7号）を制定し、2006年4月から施行している。条例で5年毎の税のあり方検討が定められており、4回目の検討を実施した。

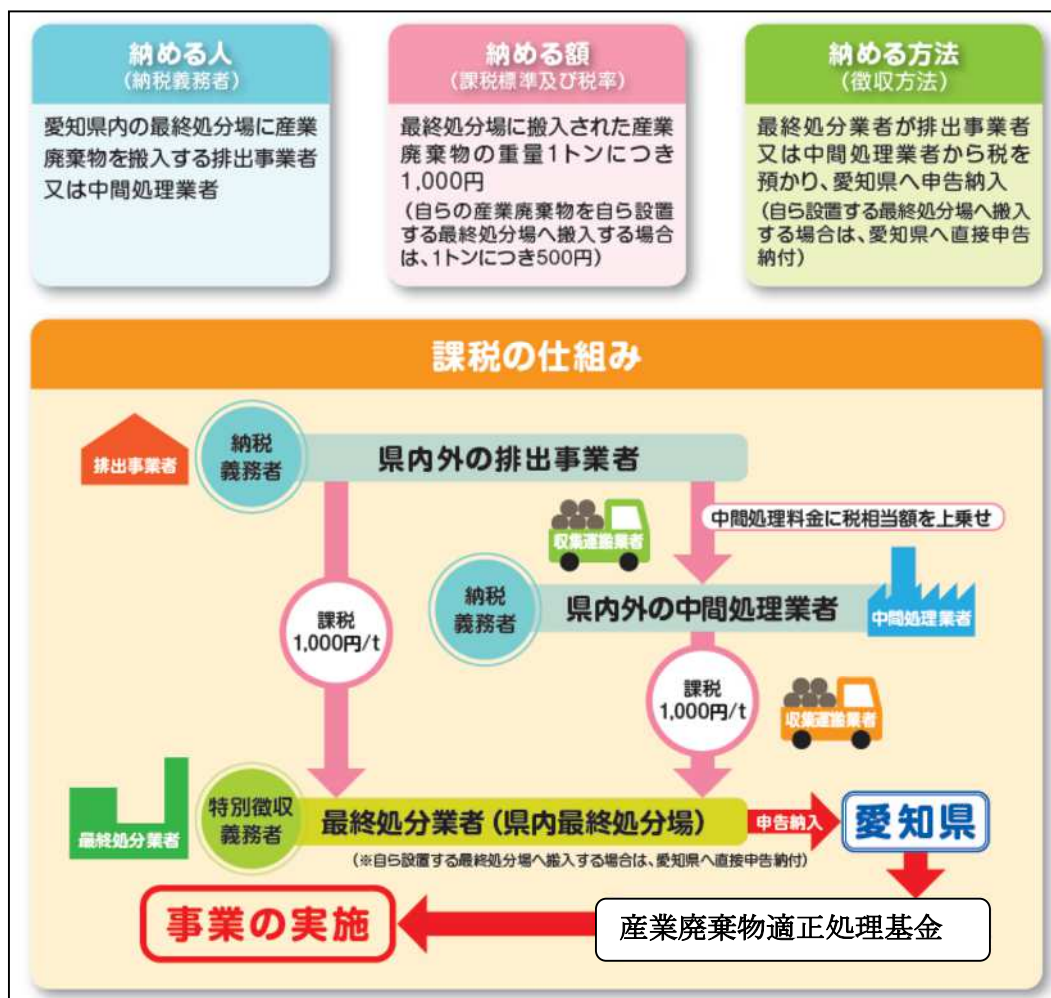
1 産業廃棄物税制度

● 導入の経緯

産業廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用の促進、最終処分場の設置の促進その他適正な処理の推進を図り、循環型社会の実現に資することを目的として愛知県産業廃棄物税を導入するとともに、複数年度にわたる計画的・効果的な施策を実施するため、産業廃棄物適正処理基金条例（2006年愛知県条例第2号）を制定し、産業廃棄物税制度の運用を開始した。

● 課税の仕組み

産業廃棄物税制度における課税の仕組みは、図に示すとおりである。



2 産業廃棄物税の税収等の状況並びに税収の用途

(1) 税収等の状況

産業廃棄物税制度が施行された 2006 年度から 2023 年度までにおける税収、税充当事業額及び基金の推移は、表に示すとおりである。

(単位：億円)

年 度	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
税収	5.18	5.15	6.44	5.26	7.53	7.04	5.83	5.78	5.96	6.03
基金積立相当額 注1	4.82	4.81	6.04	4.96	7.02	6.56	5.43	5.38	5.27	5.55
税充当事業額	2.29	2.17	1.84	13.04	2.37	3.67	5.48	6.30	5.12	5.29
3Rの促進	1.46	1.22	1.00	1.75	0.72	2.93	2.44	2.71	3.30	3.16
最終処分場の設置促進	0.01	0.01	0.01	10.42	0.17	0.00	2.23	2.70	0.97	1.17
適正処理の推進	0.82	0.94	0.83	0.87	1.47	0.74	0.81	0.89	0.85	0.96
繰越額	2.53	5.17	9.37	1.28	5.93	8.82	8.78	7.86	8.01	8.26

年 度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	計
税収	6.05	5.29	5.57	5.55	4.49	4.89	6.26	4.24	102.53
基金積立相当額 注1	5.61	5.26	4.93	5.26	4.36	3.95	6.45	3.95	95.58
税充当事業額	4.60	4.18	3.93	3.52	4.12	4.17	3.76	4.08	79.94
3Rの促進	3.57	3.21	2.93	2.64	3.13	3.29	2.87	3.20	45.54
最終処分場の設置促進	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	17.72
適正処理の推進	1.03	0.97	1.00	0.87	0.99	0.88	0.89	0.88	16.69
繰越額	9.27	10.35	11.35	13.09	13.33	13.10	15.77	15.64	

注1：「基金積立相当額」は、税収－徴税費（7％）＋基金運用利息である。

注2：四捨五入の関係で計算が合わない場合がある。

(2) 税収の用途

産業廃棄物税の用途（2006 年度から 2023 年度まで）は、図に示すとおりであり、各種の事業に税収を充当している。



3 現状分析

(1) 産業廃棄物税制度導入後の状況

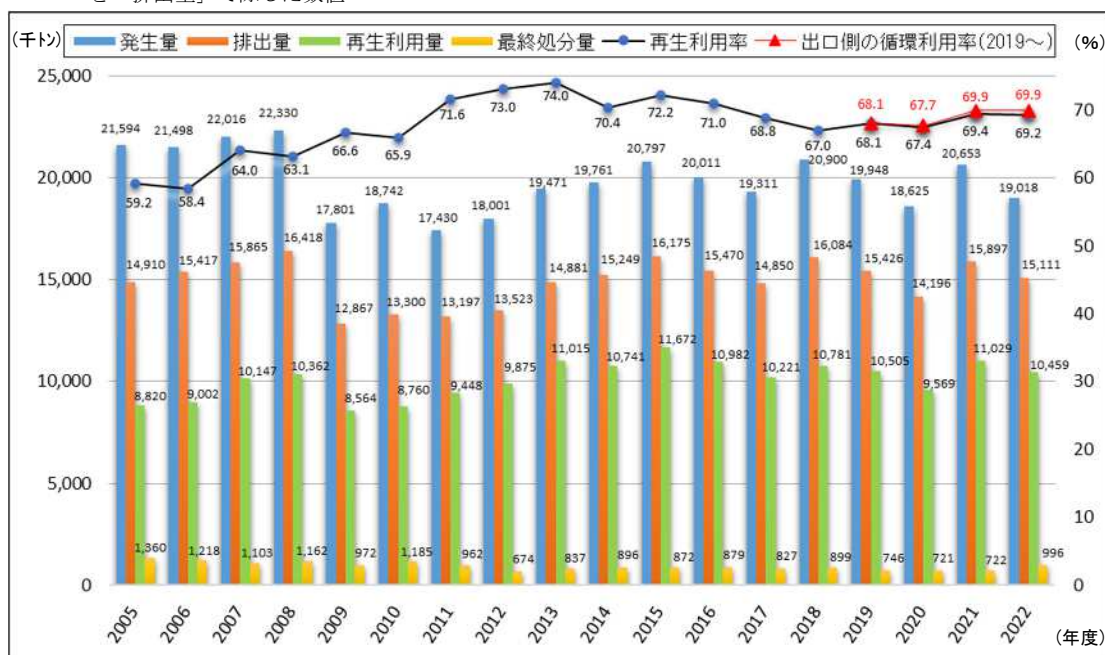
ア 産業廃棄物の発生量等の状況

産業廃棄物の発生量、排出量、再生利用量、再生利用率、出口側の循環利用率及び最終処分量の推移は、図に示すとおりである。

2022年度は、産業廃棄物税制度が導入される前の2005年度に比べ、発生量は11.9%減少、排出量は1.3%増加、再生利用量は18.6%増加、最終処分量は26.8%減少している。また、再生利用率は、2005年度は59.2%であったが、近年は約70%で推移している。

※1：「再生利用量」を「排出量」で除した数値

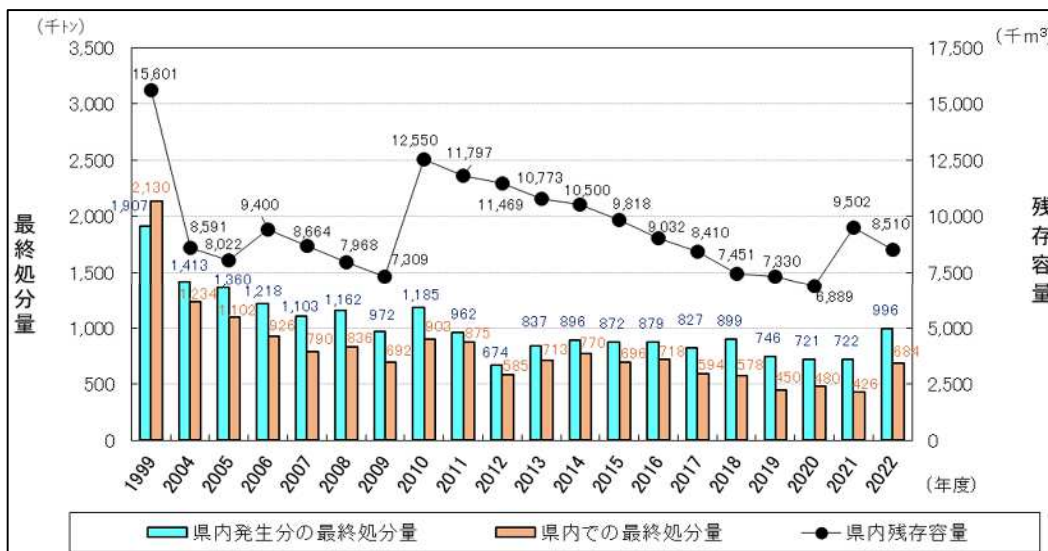
※2：「再生利用量+金属くず、ガラ陶、鋳さい、がれき類それぞれの減量化量-動物のふん尿の直接再生利用量」を「排出量」で除した数値



イ 産業廃棄物の最終処分量と残存容量等の状況

産業廃棄物の最終処分量と残存容量等の推移は、図に示すとおりである。

県内での最終処分場の残余年数は、最終処分量と残存容量をもとに単純計算すると、約12.4年と試算される。



県内の公共関与最終処分場（衣浦港3号地廃棄物最終処分場（武豊町）及び御船廃棄物最終処分場（豊田市））は、残余率が少なくなっており、搬入抑制等の対策を行っている。

また、近年、最終処分場の新設は、近隣住民の理解が得られにくいことなどから困難にあり、こうしたことを背景として、県内の経済団体等から愛知県に対し、公共関与による新たな最終処分場の整備について要望されている。

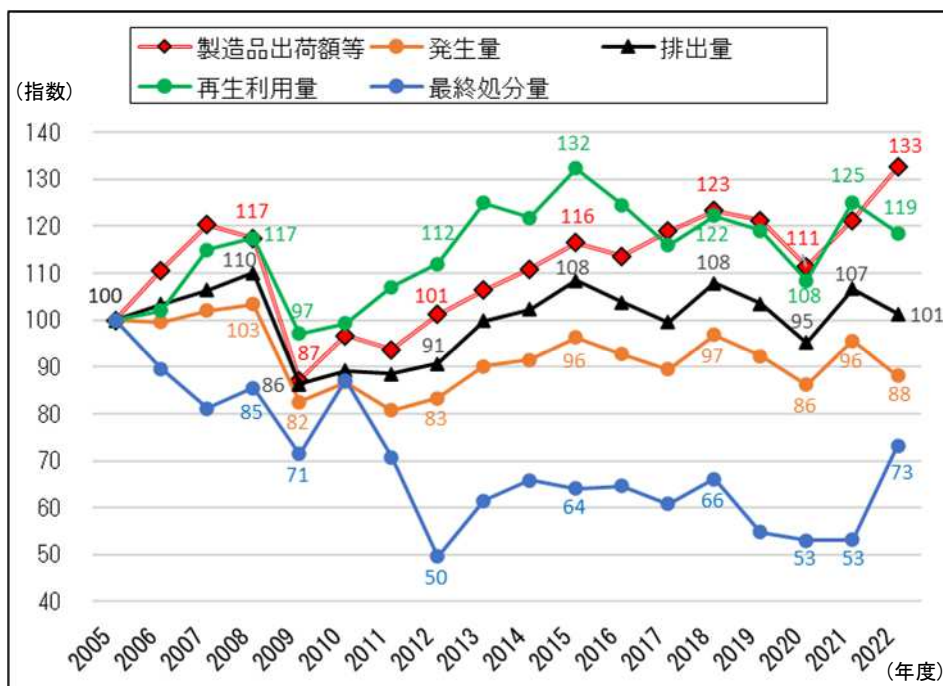
最終処分場の安定的な確保は、愛知県が持続的に発展していくために必要不可欠である一方、その設置には長期間を要することから、計画的に進める必要がある。

（２）産業廃棄物税制度導入効果の検証（経済指標との比較）

愛知県における産業廃棄物の発生量等の推移について、経済指標（製造品出荷額等）の推移と比較検討を行った。

産業廃棄物の発生量、排出量、再生利用量は、概ね、経済指標と同様な動きが見られる一方、最終処分量は、経済指標の動きに関わらず、長期的に見て緩やかな減少傾向にある。

最終処分量については、経済動向以外の要因による減少も大きいことが考えられ、その要因として、事業者の排出抑制やリサイクル意識の向上とともに、産業廃棄物税を活用した施策や、産業廃棄物税がもたらす最終処分量削減効果などが影響していると推察される。

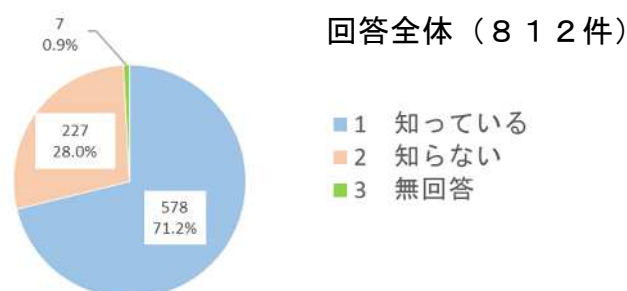


(3) 産業廃棄物税に関するアンケート調査結果

納税義務者である排出事業者、中間処理業者、最終処分業者及び最終処分場設置者を対象にアンケート調査（2024年9月調査）を実施した。

ア 産業廃棄物税制度の認知度

産業廃棄物税制度の認知度については、「知っている」が71.2%（578件）であった。業者間の比較では、排出事業者における認知度がやや低い傾向にある。（排出事業者において「知っている」と回答した割合：66%）



イ 産業廃棄物税の活用施策

今後最も積極的に進めるべき産業廃棄物税の活用施策については、現状の3つの使途で94.5%（767件）を占めることとなった。



ウ 産業廃棄物税制度の方向性

今後の産業廃棄物税制度の方向性については、91.9%（746件）が税制度継続に肯定的であった。



エ アンケート調査結果のまとめ

アンケート調査結果から、現行の産業廃棄物税制度については、概ね定着・支持されていることが分かった。

4 今後のあり方についての検討

産業廃棄物税制度導入後の産業廃棄物の状況、産業廃棄物税制度導入効果の検証、産業廃棄物税に関するアンケート調査結果等の現状分析を踏まえ、現行税制度の見直しの必要性、今後の課題等、産業廃棄物税の今後のあり方を検討した。

5 まとめ

(1) 産業廃棄物税の今後のあり方

税収の使途や税制度の存続について概ね受け入れられており、制度は定着しているものと見られる。

課税の仕組みについては、これまで訴訟等のトラブルは発生していないことや、不適正処理による徴収漏れに関して、大きな問題が生じていないことから、適正・公平な賦課徴収が行えていると言える。

また、税制度導入以降の最終処分量は、長期的に緩やかな減少傾向にあることから、税制度は有効に機能していると言える。

廃棄物の発生抑制、減量化、資源化を通じて最終処分量を削減する取組は計画的に進められることが必要であり、引き続き、愛知県廃棄物処理計画の中で具体的な目標を設定し、施策の展開がなされるべきであることから、現行税制度はその枠組みを変えることなく、引き続き、施行していくことが適当であると判断する。

なお、税制度の存続に当たっては、今後も5年を目途に条例の施行状況等を勘案し、改めて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるべきである。

(2) 今後の取組

3Rの進展や公共関与最終処分場の搬入抑制などによる最終処分量の減少に伴い、税収減が見込まれる状況にあることを踏まえ、必要な施策に、限られた財源を重点的かつ効率的に充当することを基本とし、下記事業に取り組んでいく必要がある。

また、税制度の認知度が比較的低い排出事業者を中心にPRや周知等を行い、理解を得る必要がある。

○3Rの促進

循環型社会の構築に向け、引き続き発生抑制・再利用及び再生利用の3Rを促進するとともに、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型のリニアエコノミー（線形経済）から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用するサーキュラーエコノミー（循環経済）への転換を図るため、事業者による先導的で効果的な設備導入や事業創出、技術開発への支援等、資源生産性・循環利用率を高めるとともに、脱炭素化にも繋がる取組を推進することが重要である。

○最終処分場の設置促進

最終処分場の安定的な確保は、愛知県が持続的に発展していくために必要不可欠であるが、近年、民間の最終処分場の新設が困難となっているため、公共関与による新たな最終処分場の設置促進が求められている。この最終処分場設置には長期間を要することから、計画的に進めていく必要がある。

これまで、衣浦港3号地廃棄物最終処分場設置に当たっては、産業廃棄物税を活用して、環境改善、地域整備等への周辺地域からの期待に応える事業を実施することで、いわゆる嫌悪施設を受け入れることに対する周辺地域の理解と協力を得てきた。

公共関与による新たな最終処分場の設置に際しても、こうした周辺地域の理解と協力を得るため、限られた税財源の中でどのように対応できるか等について考慮する必要がある。

○適正処理の推進

不法投棄や過剰保管等の不適正処理の未然防止や適正処理の推進に向けた指導・監視を引き続き行うとともに、不適正処理を許さない地域づくりを目指して県民、事業者、関係業界、行政等が連携・協力して不法投棄等の未然防止対策を推進する必要がある。